

令和6年度 地域リハビリテーション活動支援事業 実施要領

第1章 基本事項

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第2号及び介護保険法施行規則（平成11年号外厚生省令第36号）第140条の62の3第1項第2号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうちリハビリテーションに関する専門的知見を有する者（以下「リハビリ専門職」という。）が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等の事業（以下「地域リハビリテーション活動支援事業」という。）の実施について定めるものとする。

2 地域リハビリテーション活動支援事業は、高齢者が要介護状態になることを未然に防ぎ、生きがい・役割をもって生活できることにより、介護予防を推進することを目指す。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防支援事業者 法第8条の2第16項及び介護予防支援事業に規定する介護予防支援事業を行う者をいう。
- (2) 介護予防ケアマネジメント事業者 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。
- (3) アセスメント同行訪問 リハビリ専門職が、介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント事業者が行う介護予防支援事業等に同行し、専門的知見を活かした助言や指導などの支援を行うことをいう。
- (4) サービス担当者会議 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第1項第9号に規定する会議をいう。

(一般原則)

第3条 地域リハビリテーション活動支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 地域リハビリテーション活動支援事業者は、サービス事業を運営するに当たっては、地域との結付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 地域リハビリテーション活動支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う。

第2章 地域リハビリテーション活動支援事業

第1節 事業の内容等

(実施内容)

第4条 地域リハビリテーション活動支援事業としてリハビリ専門職は、利用者の居宅等において次のことを実施する。

- (1) 利用者への介護予防に関する技術的助言及び指導
- (2) 介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント事業者への介護予防に関する技術的助言
- (3) サービス担当者会議又はアセスメント同行訪問後のカンファレンスにおけるケアマネジメント支援

(実施方法)

第5条 地域リハビリテーション活動支援事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者へのアセスメント同行訪問の提供回数は、最大で2回とする。
- (2) 利用者へのアセスメント同行訪問1回あたりの所要時間は、60分程度とする。
- (3) サービス担当者会議又はアセスメント同行訪問後のカンファレンスにおけるケアマネジメント支援は、1回までとする。

(人員に関する基準)

第6条 地域リハビリテーション活動支援事業の従事者は、理学療法士又は作業療法士とし、利用者に対する従事者は事業期間中においては同一の者とする。

第2節 運営に関する基準

(提供拒否の禁止)

第7条 地域リハビリテーション活動支援事業者は、正当な理由なく事業の提供を拒んではならない。

(介護予防支援・マネジメント事業者等との連携)

第8条 地域リハビリテーション活動支援事業者は、事業実施に当たり、介護予防支援・マネジメント事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援・マネジメント事業者等」という。）との密接な連携に努めること。

(地域リハビリテーション活動支援実施の記録)

第9条 地域リハビリテーション活動支援事業者は、サービスの提供日及び内容を書面に記載すること。

(緊急時等の対応)

第10条 地域リハビリテーション活動支援従事者等は、事業実施中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

(事業所の責務)

第11条 地域リハビリテーション活動支援事業者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域リハビリテーション活動支援事業の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 従事者の業務の実施状況を把握すること。

(衛生管理等)

第12条 地域リハビリテーション活動支援事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。

(秘密保持等)

第13条 地域リハビリテーション活動支援従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域リハビリテーション活動支援事業者は、従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

(事故発生時の対応)

第14条 地域リハビリテーション活動支援事業者は、利用者に対する指導により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援・マネジメント事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域リハビリテーション活動支援事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。

3 地域リハビリテーション活動支援事業者は、利用者に対する指導により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(虐待の防止)

第15条 地域リハビリテーション活動支援事業者は、虐待の防止のための対策を検討し従事者に周知徹底を図ること。

(費用額)

第16条 地域リハビリテーション活動支援事業に係る費用額は、別表1に定める。なお、利用者の自己負担は、求めないこととする。

(実施に当たっての留意点)

第17条 地域リハビリテーション活動支援事業の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行うこと。

- (1) 地域リハビリテーション活動支援事業者は、地域リハビリテーション活動支援事業の実施に当たり、利用者について把握された課題、その後のサービス提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な指導及び助言に努めること。
- (2) 地域リハビリテーション活動支援事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性について考慮すること。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

地域リハビリテーション活動支援事業1回あたりの額

種別	額
利用者へのアセスメント同行訪問	9,090円
サービス担当者会議又はアセスメント同行訪問後に おけるカンファレンスでのケアマネジメント支援	1,830円